

再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究

研究代表者 松本 俊彦

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長

研究要旨：

【目的】本研究班の目的は以下の2つの課題を解決することで、再犯防止推進法制定下の薬物依存症者地域支援体制の構築に資することである。その課題とは、1つは、薬物依存症支援に係る中長期的予後の実態を把握することであり、もう1つは、初期介入からリハビリ期間を経て社会復帰に至るまでの、回復ステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することである。

【方法】本研究は、以下の6つの分担研究課題から構成される。1)「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」（研究分担者：松本俊彦）、2)「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」（研究分担者：嶋根卓也）、3)「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」（研究分担者：白川教人）、4)「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」（研究分担者：森田展彰）、5)「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」（研究分担者：引土絵未）、6)「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」（研究分担者：高橋康史）。

【結果】薬物問題を抱える保護観察対象者のコホート調査（VBP）は、今年度も20箇所の精神保健福祉センターの管轄エリアで継続したが、コロナ禍での保護観察所でのリクルート率低下への対策として、2021年10月より刑務所釈放前教育時でのリクルート情報の提供を開始し、「矯正施設—保護観察—地域精神保健福祉」連携の礎石を築いた。「ダルク追っかけ調査」では、コホート全体の50%について5年後転帰を追跡することに成功し、その高い断薬継続率が確認された。精神保健福祉センターの調査からは、薬物依存症の相談件数の増加、薬物依存症回復プログラムの普及が確認されるとともに、精神保健福祉センター主催の生活保護担当者研修を通じて、支援力の向上、ならびに薬物依存症者に対する忌避的感情の低減が進みつつあることが明らかにされた。更生保護施設における調査を通じて、SMARPP実施を通じて職員の意識改革が起こっている実態を確認するとともに、地域連携に資するパンフレットの開発と配布を行った。民間回復施設の就労支援に関する調査では、これまでの実態調査と海外での情報収集の知見を踏まえ、「薬物関連問題をもつ人の就労ワークブック」を開発した。地域生活定着支援センター利用者の調査からは、薬物依存症に限局しない包括的・総合的支援の必要性、ならびに保護観察対象者に対するSMARPPの好ましい機能が明らかにされた。

【結論】本研究班では、3年間の活動を通じて、エビデンス創出とともに、研究活動そのものや、研究の一環として実施される研修会や意見交換会を通じて、薬物依存症者の地域支援体制の構築を推進した。本研究班終了後も、いくつかの分担課題については研究活動、研修会、意見交換会を継続し、薬物依存症者の地域支援体制の構築を推進する予定である。

研究分担者

嶋根 卓也 (国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
心理社会研究室長)

白川 教人 (横浜市こころの健康相談センター
センター長)

森田 展彰 (筑波大学大学院人間総合科学研究
科 ヒューマン・ケア科学専攻 准
教授)

引土 絵未 (日本女子大学人間社会学部社会福
祉学科 専任講師)

高橋 康史 (名古屋市立大学大学院 人間文化研
究科 講師)

A. 研究の背景と目的

これまでわが国の薬物問題対策は「供給の断絶」(規制・取り締まりの強化)に偏り、「需要の低減」(依存症の治療・回復支援)には多くの課題がある状況で推移してきた。

こうしたなかで、平成28年6月には「刑の一部の執行猶予制度」が施行され、これを機に、関係機関や団体が緊密に連携した、地域における薬物依存症者支援の必要性が高まった。さらに、平成28年12月には再犯防止推進法が制定され、これにもとづき、平成29年12月には、犯罪対策閣僚会議において自治体の「再犯防止推進計画策定」の努力義務化などが定められ、地域に薬物依存症者の支援体制を構築することは、もはや努力目標ではなく、国や自治体の義務となった。いまや、保護観察から切れ目のない地域における支援の実現に向けて、地域の関係機関や民間支援団体の連携をより緊密とし、必要な支援を提供できる体制を確立することは、わが国喫緊の課題といえるであろう。

しかし、いまだ地域の医療機関や相談支援機関の側には薬物依存症者支援の経験が乏しく、薬物依存症者の転帰情報など、対策の企画立案

にあたって参照できる基礎的データも存在しない状況である。すでに2015年11月19日には「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部)が発出されており、その基本方針として、薬物依存者に対する支援を刑事施設や保護観察所又は医療機関いずれかの単一の機関に委ねるのではなく、相互に連携し、それぞれが有する責任、機能又は役割に応じた支援を、切れ目なく(シームレスに)実施するよう努めること、さらには、民間支援団体との連携体制構築の重要性が示されている。

すでに研究代表者は、平成28～30年度の厚生労働科学研究において、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題、ならびに各論部分に関する補強的提言を行っているが、その提言を地域に根づかせていくためには、さらに克服すべき課題が山積している。具体的には、薬物問題を抱える人たちの中長期的な転帰に影響を与える要因を明らかにし、リハビリから社会参加までの支援のあり方、あるいは、更生保護施設に対する地域側からの支援、さらには、地域における薬物依存症者支援を、当事者の視点から明らかにする必要がある。

そこで本研究は以下の2つを目的とする。1つは、薬物依存症支援に係る中長期的予後の実態を把握することであり、もう1つは、初期介入からリハビリ期間を経て社会復帰に至るまでの、回復ステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することである。

B. 研究方法

本研究は、以下の6つの分担研究課題から構成される。

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)
2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)
3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」(研究分担者: 白川教人)
4. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」(研究分担者: 森田展彰)
5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)
6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」(研究分担者: 高橋康史)

以下に、各分担課題の具体的な研究方法を述べる。

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)

本分担研究の目的は、保護観察の対象となった薬物事犯者の転帰を明らかにし、転帰に影響する要因を明らかにするとともに、保護観察から地域支援への橋渡しをするシステムの構築である。

この目的を達成するために、すでに分担研究者らは、保護観察所と精神保健福祉センターなどの地域支援機関との橋渡しをしながら、保護観察の対象となった薬物事犯者の長期転帰を調査する、「Voice Bridges Project (VBP): 「声」の架け橋プロジェクト」を平成 29 年 3 月より実施している。これは、保護観察所にて対象者をリクルートし、管轄の精神保健福祉センターにて研究参加の同意を得て、対面もしくは電話による追跡を 3 年間実施するコホート研究のデザインで実施されている。

こうしたなかで今年度は従来継続している保護観察対象者コホート調査のデータ解析を行う量的研究セクション(研究 1)に加え、VBP を通して見える薬物依存症地域支援体制における現状と課題に関する質的研究セクション(研究 2) も実施した。

研究 1: 引き続き VBP を継続し、保護観察対象者コホート調査データの中間解析を行い、保護観察開始以降の薬物再使用状況、生活状況、回復プログラム参加状況、困りごと・悩みごとや相談相手の変化に関する量的な解析を行った。なお、法務省保護局観察課から調査実施地域における全薬物事犯保護観察対象者のデータの提供を受け、調査に参加した者としなかった者の特徴(性別、年齢、保護観察の種類、保護観察終了時の転帰)を比較し、VBP 参加者の偏りについても明らかにした。

研究 2: 今年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な感染拡大により、地域における薬物依存症支援体制のあり方を改めて見直すことを余儀なくされたことを受け、急遽、COVID-19 による地域の薬物依存症支援体制への影響に関する質的研究を追加実施した。具体的には、対象地域の精神保健福祉センターを対象に質問紙を用いたヒアリング調査を行い、COVID-19 の流行に伴う対象者の変化や各機関との連携体制の変化に関する質的情報を収集・整理した。

2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)

本分担研究の目的は、民間支援団体利用者の予後と支援の課題を明らかにすることである。研究事業の最終年度にあたる今年度は、次の 4 点を主たる研究目的として、研究成果を報告する。第一に、5 年間に渡って追跡を完遂した者(追跡完遂者)の特徴を明らかにする(研究 1)。第二に、継続的な断酒・断薬率、薬物関連問題

の重症度の時点変化を検討する(研究2)。第三に、最終フォローアップ調査における自記式アンケートに基づき、自助グループの活動状況と断酒・断薬との関係性について検討を行う(研究3)。第四に、ダルク意見交換会を通じて、コロナ禍が回復支援活動に与える影響について課題を抽出・整理する(研究4)。

上述の目的を達成するために、今年度、以下の3つの研究を実施した。

研究1: コホート全体(694名)を5年間に渡って追跡を完遂した追跡完遂群347名、途中で追跡できなくなった追跡不能群347名に分類し、ベースライン情報を比較した。

研究2: コホート全体(694名)を新規利用群225名(ダルク利用開始から12ヶ月以内)と、継続利用群469名(利用開始から13ヶ月以上)に分類し、継続的な断酒・断薬率やDAST-20スコアの時点変化を調べた。

研究3: 自記式アンケート(最終フォローアップ)に回答した293名を断酒・断薬が継続した者を継続アブステナンス群(188名)と、対照群(再使用があった者、再使用の情報が得られなかった者)105名に分類し、自助グループ活動との関連性を調べた。また、コロナ禍でのストレスあり群205名とストレスなし群86名に分類し、自助グループ活動との関連性を調べた。

研究4: 「第9回ダルク意見交換会」に参加した33施設の職員計53名の事前アンケート(自由記載)をコード化し、意味のまとまりごとにコードに名前を付けて整理した。

3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」(研究分担者: 白川教人)

本分担研究の目的は、全国の市区町村における薬物依存症支援の理解向上・均てん化および地域連携・支援の円滑化および「生活保護担当ワーカー向け薬物依存症対応基礎研修テキスト」

の最適化(研究①)、全国精神保健福祉センターにおける薬物依存症の相談件数および回復プログラム等の実施状況の把握(研究②)、スティグマ尺の開発と自治体職員を対象とした薬物依存症に対する意識調査(研究③)を行った。この目的を達成するために、今年度、以下の3つの研究を実施した。

研究1: 「生活保護担当ワーカー向け薬物依存症対応基礎研修テキスト」を用いて市区町村生活保護担当ケースワーカーに研修を実施した。この研修会は、研修実施者に薬物依存症の当事者が加わり、回復に関する実体験を語るという内容を盛り込むことを必須とした。研修前・中・直後・6か月後に自記式アンケート(J-DDPPQ: 薬物依存症の支援従事者の態度を測定する心理尺度)と研修前・直後に12の質問、研修直後に感想の自由記述を用いて研修効果を測定した。

生活保護担当ワーカー向け薬物依存症対応基礎研修テキスト」を用いて市区町村生活保護担当ケースワーカーに研修を実施した。研修実施者に当事者が加わり、実体験を語ることが特徴である。研修前・中・直後に自記式アンケートと研修直後に感想の自由記述を用いて研修効果を測定した。

研究2: 全国精神保健福祉センター長会のメーリングリストを介して調査票を送付し、各精神保健福祉センターより1) 薬物依存症の相談件数 2) 指定相談機関の選定状況 3) 治療・回復プログラムの実施状況 4) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報収集を行った。

全国精神保健福祉センター長会のメーリングリストを介して調査票を送付し、各精神保健福祉センターより1) 薬物依存症の相談件数 2) 指定相談機関の選定状況 3) 治療・回復プログラムの実施状況 4) 新型コロナウイルス感染症の影響 5) 関係機関との連携状況を回答頂いた。集計し、経年モニタリングを実施した。

研究 3: 文献レビューと当事者や家族へのインタビューを行い、スティグマ尺度を開発した。全国の 2 つの自治体の生活保護担当ケースワーカーと、全国 69 の精神保健福祉センターで相談業務にあたる職員を対象に本尺度を用いて違法薬物使用に対する意識調査を実施した。また、研究①でも本尺度を使用し、研修によるスティグマの変化を解析した。

4. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」

(研究分担者: 森田展彰)

本分担研究の目的は、更生保護施設における薬物問題を持つ人の回復状況やそれに対して刑の一部執行猶予制度や施設の支援や関連機関との連携状況が与える影響を明らかにすることである。

この目的を達成するために、今年度、以下の 3 つの研究を実施した。

研究 1: 施設利用者に対する縦断的アンケート調査: 施設利用者に対して、入所時と退所時、退所後に薬物依存に対応する動機づけ (SOCRATES)、精神健康 (K6)、適応上の問題 (薬物巻れ問題尺度) を測定し、またその変化に刑の一部執行猶予制度の対象であることや、支援内容が与える影響を分析した。

研究 2: 更生保護施設の利用者や支援者の質的研究: 面接記録について、複線径路等至性アプローチ (Trajectory Equifinality Approach、TEA と記す) による質的分析を行った。

研究 3: 更生保護施設と関連機関の意見交換会: 更生保護施設・保護観察所、医療保健機関、ダルク等の援助者を集めて意見交換会を開催し、支援におけるポイントをまとめ、これを小冊子にまとめた。

5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)

先行研究により、依存症治療の成功要因の一つが有益な雇用であり、依存症治療と職業訓練の統合の必要性が指摘されているにもかかわらず、日本国内では支援者の創意工夫による部分が大きく、支援内容も共有されていない現状にある。

そこで、本分担研究では、地域の民間依存症回復支援施設等における就労支援について焦点をあて、薬物依存症者の就労支援の実態と課題を明らかにするとともに、実際に行われた支援の好事例を収集することを目的としている。この目的を達成するために、2019 年度には民間依存症回復支援施設ダルクを対象としたインタビュー調査を実施し、先駆的事例として米国ニューヨーク州においてヒアリング調査を実施した。2020 年度、アルコール依存症を主な対象とし薬物依存症の受け入れ実績のある就労支援を実施する民間依存症回復支援団体 3 施設を対象にインタビュー調査を実施し、2019 年度の調査対象を含め 11 施設のインタビューデータについて質的分析を行った。今年度、依存症の利用者のいる就労移行支援事業所 2 施設、および、出所者の採用支援・教育支援団体 2 施設、薬物事犯者を採用している企業 3 社へのインタビュー調査を実施した。上記 18 機関のインタビュー調査から、薬物依存症者の就労における困難性とその支援の創意工夫について抽出することを試みた。

6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」

(研究分担者: 高橋康史)

薬物依存症者に対する地域支援を当事者の視点を踏まえて捉え直すことを試みる。地域生活定着支援事業 (現・地域生活定着促進事業) が開始され、医療・福祉的ニーズをもつ矯正施設等入所者が、矯正施設等出所後、ただちに医療・福祉につながる仕組みが地域生活定着支援センターを中心に整備されてきた。しかしなが

ら、こうした司法と福祉の連携において、第1に、薬物依存症者のニーズとそれに対する具体的な対応の実態、第2に、支援を受けた当事者の生活再建過程については十分に明らかにされていない。

そこで、本分担研究は、司法と福祉の連携による地域支援が、薬物依存症者にいかなる影響を与え、薬物依存症者の回復過程にどのような機能を与えているのかを、支援者と当事者に対するインタビュー調査によって明らかにする。同時に、ポジティブ/ストレングスな視点から薬物依存症者の回復モデルの試案を提言することを目指す。ことを目的に設定した。

この目的を達成するために、今年度は3つの研究を実施した。

研究 1: 地域生活定着支援センターによる薬物依存症者の地域支援に関する聞き取り調査を実施した。

研究 2: 地域生活定着支援センターによる支援を受け、刑事施設等から出所した薬物依存症者の出所後の予後についてインタビュー調査を実施した。

研究 3: 昨年度実施したグループ・インタビューを実施した24名の薬物依存症者（ピア・サポートから始まった民間施設の利用者）に対して、追加インタビュー調査を行い、その「語り」の構造を解析した。また、薬物依存症から回復した後に支援者となった6名に対してもインタビュー調査もを行い、それらのナラティブを検討した。

研究 4: 24名の薬物依存症者を対象としたグループ・インタビュー調査に加えて、補足調査を行いその内容を分析に加えて、その「語り」の構造を実証的に解明することを試みた。そのうえで、薬物依存症から回復した後に薬物依存症者を支援する立場になった者6名を対象としたインタビュー調査を行い、そのナラティブを検討した。

C. 研究結果

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」（研究分担者：松本俊彦）

研究 1: 「保護観察対象者コホート調査」では、平成29年3月から令和3年12月末までに、20の精神保健福祉センターから計642名の保護観察対象者が調査に参加した。1年後追跡完了者は253名、2年後の追跡完了者は127名、3年後の追跡完了者は63名であった（追跡率は1年後80.1%、2年後76.5%、3年後70.8%）。初回調査時における対象者の平均年齢は46.1歳で、男性が76.0%、週4日以上働いている者が39.1%であり、保護観察の種類の内訳としては、仮釈放の者が63.4%と最多であった。主たる使用薬物としては覚せい剤が93.5%、逮捕時DAST-20の平均値は11.0と中程度、89.9%が中等症以上の薬物問題の重症度を示し、治療プログラムを受けている者が75.1%であった。

追跡中の各調査期間における違法薬物再使用率は、3か月後では3.0%、9か月～1年では3.2%、1年6か月～2年では3.2%、2年6か月～3年では7.9%であった。治療プログラム参加率は1年後には45.5%に減少し、2年後38.6%、3年後23.8%と年々低下したが、それに比べると、累積断薬継続率は、約1年経過時点で約90%、約2年経過時点で約90%、約3年経過時点で約80%と、その低下は緩徐であった。 Kaplan-Meier解析を実施したところ、約1年経過後の累積断薬継続率は約90%、2年経過後の累積断薬継続率も約90%であり、3年経過後の累積断薬継続率は約80%であった。

1年以内に再使用した者の特徴としては、初回調査時点で精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳所持者が多いこと、刑務所への服役回数が多いことが確認された。3年以内に使用

した者の特徴としては、初回調査時点で未婚の割合が多い傾向がみられた。1年後調査でQOLを「良好」と申告した者は男性が多く、初回調査時点で有職者が多かった。「不良」と申告した者は初回調査時点で治療中の身体疾患が多かった。3年後調査では有意な差はなかった。また、男性・覚醒剤使用者に限定し、1年後までの違法薬物使用に関連する要因を検討したところ、「無職」と「相談相手の存在」が保護要因として、「社会福祉サービスの利用」がリスク要因として同定された。

なお、法務省保護局観察課から提供されたデータを分析した結果、調査実施地域における薬物事犯保護観察対象における本調査同意率は9.8%で、同意者（701名）は非同意者（6,444名）に比べ男性が有意に少なく、平均年齢は高かった。保護観察の転帰では、期間満了した者の割合が同意群は87.3%、非同意群は73.6%で同意群には身体拘束や死亡、余罪での保護観察取り消しの転帰者は確認されていない。（令和3年12月末）。

研究2: VBPを通して見える薬物依存症地域支援体制における現状と課題に関するヒアリング調査 VBPに参加する精神保健福祉センターを対象としたアンケート調査から、これまでは支援につながっていなかった薬物依存症当事者が、VBPを通して精神保健福祉センターにつながっており、調査という枠組みを通して年単位で関わる中で、潜在的な切実な支援ニーズが浮き彫りになるケースがあることが明らかになった。精神保健福祉センターの職員が薬物依存症の当事者に対する理解を深め、他の自治体の支援体制や状況を知る機会が増えるなど、VBPを通して支援者・支援組織の側に様々なポジティブな変化が生じていることが伺えた。頼れる人がいない、仕事がない、身体疾患や精神疾患がある、母子家庭であるなど、健康度が低い人が調査・支援関係の中断に至りやすい可能性が示唆された。就労を開始するな

どの生活の変化により、精神保健福祉センターの業務時間である平日の日中に電話することが難しくなり、中断に至るケースがあることもわかった。女性、携帯電話を所持している人、家族等の相談できる人や医療機関などとのつながりをもっている人、誰かと話したいという気持ちを持っている人、誰かの役に立ちたいと思っている人、仕事や家庭などの生活が比較的安定している人、などが、調査・支援関係を継続しやすいケースの特徴として挙げられた。単なる調査のみの関わりでなく、薬物以外の生活上の悩みなどを聴くことで中断が少なくなるという意見や、調査への協力を依頼するという関係性が継続しやすさと関わっている可能性も示唆された。精神保健福祉センター職員の負担の軽減や、調査・支援に対するアクセシビリティの向上、リクルートの際の対象者への丁寧な説明など、プロジェクト全体で引き続き努力を重ねていく必要がある点があることも明らかになった。

2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」（研究分担者：嶋根卓也）

（1）5年後まで追跡することができたのはコホート全体の50%であり、追跡完遂者には、「回復のモデルとなる仲間がいる」という特徴がみられた。本研究における高い追跡完遂率の背景には、フォローアップを担当したダルク職員と利用者との良好な関係性が影響している可能性がある。また、スタッフの持つ当事者性が、対象者にとっての回復のモデルとなる「先行く仲間」となっていた可能性がある。

（2）コホート全体の約30%が5年間に渡って、一度もアルコール・薬物の再使用がない状態、いわゆるクリーンの状態を保っていることが明らかになった。ダルクの継続利用群は、新規利用群に比べて、断酒・断薬率が10%以上高いという結果が得られた。追跡完遂者に絞って、

断酒・断薬率を算出すると、継続断酒・断薬率は59%であり、これはコホート全体の2倍近く高い結果となった。

(3) 薬物関連問題の重症度は、ダルク入所時には集中的な治療を必要とする相当程度であったが、ベースライン調査から1年が経過した時点では中程度(外来治療で対応できるレベル)まで低下し、その後も緩やかに減少傾向が続いた。

(4) 断酒・断薬の状態を維持した継続アブステナンス群は、対照群に比べて、自助グループ活動を積極的に行っていることが明らかになった。継続アブステナンス群には、ホームグループがある、会計、電話・メール対応などのサービスを経験している、スポンサーがいる、ミーティング以外の時間にスポンサーに相談するなどの特徴がみられた。積極的な自助グループ活動は、断酒・断薬を維持する可能性がある。

(5) コロナ禍で自助グループや施設外プログラムが制限され、コロナ禍での自粛生活にストレスを感じる者が多い中で、オンラインミーティングが新たな受け皿になっている可能性が示唆された。

3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」(研究分担者: 白川教人)

研究1: 令和3年8月13日および10月29日にウェブ形式の研修を実施した。研修にはそれぞれ46名と34名が参加し、アンケートの回収数はそれぞれ33名(71.7%)と24名(70.6%)であった。研修効果はJ-DDPPQ尺度上、合計得点で有意な変化が見られたが、8月分は効果量の変動が小さかった。また、自由記述では、薬物依存症に関する基本的な知識を得られたという感想と当事者の体験談から当事者の環境や心境の理解が進んだという感想が目立った。実際の支援にすぐ役立つという意見や、失敗をしても伴走する支援を目指したいという

意見もあった。8月の研修は通信環境不良の意見が挙がったが、10月はオンライン形式は好評であり、更にブレイクアウト機能などの活用で講師と参加者あるいは参加者同士の交流を希望する意見もあった。

研究2: 全国の精神保健福祉センター69箇所に調査票を送付し、全ての精神保健福祉センターより回答を得た(回答率は100%)。全国の精神保健福祉センターでの薬物相談の平均件数は168.5件で、平成27年度(平均77.3件)から一貫して増加傾向にあった。薬物依存症を対象にした回復プログラムを45箇所で実施されていた。プログラムを実施していないセンターでは、人員がいない、ノウハウがない、予算がつかないといった理由からプログラムの実施をしていない傾向にあった。家族教室などの家族向けプログラムを実施しているセンターは48で前年度よりも1減っていた。

コロナウイルス感染症の流行に伴うセンターの依存症事業への影響では、個別の相談では感染対策を実施して事業を実施しているセンターが多かったが、本人プログラムでは19センターが、家族教室では26センターが感染症拡大時期に事業を中止していた。センターを訪れる相談者も、在宅時間の増加や自助グループが利用できないことにより悪化したケースが34センターから報告された。管轄地域の民間団体も活動規模を縮小したり(57)中止した(51)グループが多くセンターで報告されており、共催のイベントが開催できない(27)といった弊害も生じていた。

外部機関との連携では、ダルクや医療機関などの連携状況は前回調査(令和元年度)と大きく変わらなかったが、本年度では保護観察所との連携が多かったとする回答が多かった。専門医療機関が選定済みのセンターは53で、前回調査(39)よりも増加していた。

研究3: 文献レビューと、当事者や家族に対するインタビューから24項目による尺度原案

が提案された。生活保護担当ケースワーカー58名と、精神保健福祉センターの相談員229名の回答より尺度の統計学的妥当性が示されたほか、ティグマが高い要因として、生活保護担当ケースワーカーであること、薬物依存症の支援従事者であること、年齢が60代以上であること、ピアと連携して支援に当たった経験がないこと、支援の中で被暴力被害の体験があること、回復した薬物依存症者であった経験がないこと、プログラムに参加した経験がないことといった要因が挙げられた。また、当事者の講演を聞く研究①の研修では本尺度に測定されるスティグマが有意に減少した。

4. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」 (研究分担者: 森田展彰)

研究1: 入所時400事例、退所時220事例、退所後3か月時66事例のデータを収集して、それらを分析した結果、以下の所見を得た。

・入所時と退所時のデータの比較したところ、薬物関連問題尺度の生活困難の得点やK6得点の低下が認められた。更生保護施設での支援を受けて就労や子育て精神的なつらさを乗り越える生活上の自信を高めることができおり、精神健康状態も改善している。このように安定化できた実感もあり、退所時の施設におけるケアに対する主観的な評価は95%の人が肯定的であった。

・SOCRATESの総得点、病識、迷いの得点が、3時点(入所時・退所時・退所後差3か月)で低下していた。自分の薬物問題を受け止め、これを変えていく動機づけが時間とともに低下することが確かめられた。退所後3か月時において半数以上の回答者が薬物欲求を生じていると答えており、薬物依存の回復を継続する働きかけの重要性があらためて確かめられた。

・刑の一部執行猶予制度の対象者では、非対象者に比べて、3時点を通じてのSOCRATESの

得点の低下が少ないことが確認された、同制度が薬物問題へ取り組む意識の継続に効果を上げていることが確認された。

・退所後の相談継続やそれに向けた働きかけの実態については、①入所中に導入された支援としては、認知行動療法は45.0%、ダルクや自助グループは35.9%、精神保健福祉センター・医療機関20.9%、更生保護施設職員の個別相談は54.5%であった。②退所後3か月のアンケートでは、退所後に受けている支援としては、ダルク・自助グループは12.5%、精神保健福祉センター・医療機関6.3%、定着支援センター2.1%、更生保護施設職員の個別相談は29.2%、就労支援27.1%であった。退所後3か月に地域の相談機関につながっていることを目的変数とした重回帰分析では、入所中のダルク・自助グループの紹介や刑の一部執行猶予制度の対象者であること、退所時のSOCRATES総得点が有意に関連していた。また、この退所時のSOCRATESの総得点を目的変数とした重回帰分析により、この得点に対してダルク・自助グループや精神保健福祉センター・医療機関の導入および刑の一部執行猶予制度の対象となっていることが有意な関連があることが確かめられた。制度を用いて地域の機関につなぐ働きかけが退所後の回復支援の継続に役立っていることが確かめられた。

研究2: 更生保護施設の利用者の回復過程に関してTEAを用いた質的研究を行ない、職員の個別的な関わりをもとに自分の問題を受け止めてくれると感じたことが、生活パターンや薬物使用における自分の感情の内省あるいは退所後に支援機関につながる力を育むことにつながっていることが示された。

研究3: 上述の調査所見と、更生保護施設の職員と関連機関の関係者を集めた意見交換会で意見聴取をもとに、多職種多機関の連携を円滑にするためのポイントをまとめたパンフレット作成を行った。

5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)

代表的なカテゴリーについて「薬物関連問題をもつ人の就労支援ガイド」としてまとめ、ニューヨーク州の雇用リソース開発チームで開発された雇用リソースブックを基盤とし「薬物関連問題をもつ人と就労のためのワークブック」を作成した。

また、①情報開示、②連携、③フォローアップ体制の充実の3点について考察した。

①情報開示: 本調査にて情報収集することができた薬物依存症者の就労の概況を総括すると、その多くは薬物関連問題を非公表にすることにより就労機会を確保せざるを得ない状況にある。薬物関連問題に対する情報開示には、公表・一部公表・非公表の3つの立場があるが、メリット、デメリット考える機会を提供し、選択を支援していくことが重要であることが指摘された。また、薬物依存症者が自分自身で情報開示について選択するには、薬物関連問題に対する誤解や偏見を解消するための啓発が重要であると考えられる。

②重複障害や高齢などの理由により一般就労が難しく、何らかの就労支援が必要になる薬物依存症者においては、依存症回復支援施設を中心に薬物依存症者の利用受け入れに理解のある一部の就労支援機関との連携が図られる中で支援が行われている。また、出所者の就労支援においては、協力雇用主でも薬物事犯者(特に累犯)の受け入れは多くないなかで、薬物事犯者を受け入れている希少な企業では、依存症回復支援施設と同様に孤立を防ぐなどの工夫が行われていた。これらの取り組みは現時点では局地的なものであるが、実際の支援事例を通して薬物関連問題を持つ人に対する誤解や偏見が解消され、さらなる地域連携が図られている点は、今後の薬物依存症者の就労支援の発展において重要な点であると考えられる。

③フォローアップ体制の充実: 薬物関連問題を持つ人の就労継続においては、依存症回復支援施設や就労支援機関、または薬物事犯者を受け入れている協力雇用主などによるフォローアップ体制が非常に重要となる。就労移行支援事業所で実施される、障害者総合支援法による移行支援・定着支援事業による就労後のフォローアップを除き、現在、これらのフォローアップの多くはボランティアな取り組みであり、明確な枠組みがない状態では、関係が途絶えてしまうことが指摘されている。今後はその財源や制度的基盤について検討する必要があると考える。

6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」(研究分担者: 高橋康史)

研究 1: 障害福祉サービスの活用により、薬物依存症者の地域生活支援が行われ、その支援が薬物再使用を阻止することに寄与していることが明らかになった。このことから、ポジティブ/ストレングスな視点から、薬物依存症者に関わることのできる社会福祉による支援の有効性が確認された。また、地域生活定着促進事業の下で、薬物依存症者が支援を受けるには特別調整に該当することが前提条件であったが、現在は、一般調整による支援を実施していることが明らかになった。

研究 2: 地域生活定着支援センターによる支援を受けた薬物依存症者の予後についてのインタビュー調査を SCAT で分析した結果、「薬物依存症」特有のニーズに対するスペシフィックな観点からのアプローチよりも、障害者総合支援法による地域支援を得ることで、地域生活を営む 1 人の人間として支援を受けることが重要であると示唆された。

研究 3: 司法領域における薬物処遇プログラムを実施する看護師を対象としたインタビュー調査では、SMARPP が単に、薬物依存症か

らの回復を促すだけでなく、SMARPPを行う場が司法の領域から地域社会へ移行するための1つの「居場所」となることが示唆された。

研究 4: 薬物依存症者に対するインタビュー調査と共に MAXqda を用いて実証的に解析した。その結果、薬物依存症者という当事者から、多様な役割の変化のプロセスが明らかになった。そして、それが、ポジティブ/ストレングスな視点を活かした薬物依存症からの回復の1つのルートとなりうる可能性も見出すことができた。

D. 考察

本研究班では、①すでに実施してきた保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート研究をさらに継続・拡大し、②地域保健福祉機関および自治体関係者の薬物依存症者に対する支援力を高めるべく、実態調査と研修を実施した。また、③更生保護施設の支援の実態を明らかにすべく調査を実施し、④民間回復施設における就労支援の実態と課題を検討した。さらに、地域生活定着支援センターを利用する薬物依存症当事者に対するインタビューを実施し、当事者の視点から見た地域支援の効果と課題を検討した。

その結果、薬物問題を抱える保護観察対象者のコホート調査 (VBP) は、順調に対象者と調査実施エリアを拡大することができ、VBP を通じて、精神保健福祉センターを起点とした、保護観察対象者の地域支援体制を国内各地に構築されつつある。今年度は、コロナ禍の影響で保護観察所における対象者リクルートが停滞したことへの対策として、法務省との協議により、2021年10月以降、刑務所釈放前教育時にも対象候補者に本プロジェクトに関する情報提供を実施するようになった。これにより「矯正施設—保護観察—地域精神保健福祉」の

つながりが実現した。今後も対象者と調査実施エリアの拡大に努めつつプロジェクトを継続し、国内の多くの地域に「声の架け橋 (voice-bridges) を作っていく予定である。

「ダルク追っかけ調査」においては、薬物依存症者を対象とする縦断研究としては、現時点では国内随一の規模を誇り、そのデータから、今年度は覚せい剤依存症者の断薬継続と自助グループ参加頻度との正の相関関係が明らかにされた。このコホート研究では、対象者を最長5年間追跡する計画であり、今後も臨床的・行政的・学術的に意義の高いエビデンスを多数創出することが期待されている。

また、自治体の生活保護担当者の支援技術向上を目的とした研修の効果については、すでに昨年度、支援力の向上、ならびに薬物依存症者に対する忌避的感情の低減に資することが確認されていたが、今年度、その効果は研修終了6ヶ月後にも維持されていることが確認された。今後、本研修プログラムのパッケージ化と全国への普及を促進し、生活保護担当ケースワーカーに対する継続的な支援技術の向上を目指す計画である。また、精神保健福祉センターにおける SMARPP 等の回復プログラム、家族プログラムの普及率は7割に達し、数年前とは明らかに隔世の感があるものの、今年度の調査では、コロナ禍の影響でプログラム実施施設に若干の減少が確認された。今後も進捗をモニタリングしつつ、普及・均てん化に努め、国内の隅々までの支援ネットワークを広げたい。

更生保護施設利用者の縦断調査、ならびに施設職員へのインタビュー調査からは、刑の一部執行猶予制度が対象者の問題意識に好ましい影響を与えており、施設退所後も社会資源の利用可能性を高めている可能性が示唆された。また、更生保護施設での SMARPP 実施により、職員の意識が、従来の「指導・教育」重視のスタンスから、「安心・安全の関係性」重視のスタンスへと移行していることも確認された。今年

度は、意見交換会で出た疑問や質問を中心に、「更生保護施設支援者を対象としたパンフレット」を開発し、国内各地の更生保護施設に配付した。これまで地域精神保健福祉の分野では光が当たらなかった更生保護施設をフィールドにした研究活動は、それ自体が施設職員の意識や文化に好ましい影響を与え、ひいては利用者の再犯防止に資するものと考えている。

民間回復施設の就労支援に関する調査からは、今年度は、テキストやワークブックを開発し、個人の尽力によらない構造化された就労支援開の必要性が明らかになり、また、薬物依存症者の就労支援を可能なら占める財源確保の必要性も確認された。今年度は、3年間の調査結果を踏まえ、「薬物関連問題をもつ人の就労支援ガイド」としてまとめ、国内の就労支援機関に配布した。また、ニューヨーク州の雇用リソースブックを参考にして、分担班独自に「薬物関連問題をもつ人の就労ワークブック」も開発した。今後、依存症から依存症回復支援の1つの「出口」として就労の意義をさらに声を大にして主張していく必要がある。

地域生活定着支援センターを利用した薬物依存症者の調査からは、次の3点が明らかにされた。第1に、障害者総合支援法を中心とした障害者福祉サービスの活用による地域支援の有用性が確認された。第2に、司法から地域への移行を促す「居場所」としての保護観察所処遇プログラムの意義が確認された。そして最後に、薬物依存症者当事者および回復に向けたポジティブ／ストレングスな視点からの支援においては、対人援助レベルだけでなく、制度・社会構造的な次元において、薬物依存症者の「強さ」を引き出す為の仕組み作りが求められることが明らかになった。

本研究班における3年間の研究活動では、エビデンスを創出するだけにとどまらず、研究活動の一環として開催された研修会や意見交換会を通じて、薬物依存症者の地域支援体制の構

築を推進するに貢献することができた。その意味で、本研究班の研究活動全体が、地域を耕し、支援者を育てるアクション・リサーチとしての機能を持っていたとえるだろう。そして、その活動は、ごく近い将来、薬物依存症者支援を通じて国民の健康増進に資するだけでなく、薬物依存症者の再犯防止につながることで社会安全維持にも貢献し、さらには、近い将来行われるであろう、「刑の一部執行猶予制度」の見直しにも資する基礎資料として高い価値を持つと自負している。

E. 結論

本研究班では、①すでに実施してきた保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート研究をさらに継続・拡大し、②地域保健福祉機関および自治体関係者の薬物依存症者に対する支援力を高めるべく、実態調査と研修を実施した。また、③更生保護施設の支援の実態調査とともに、地域連携に資するパンフレットの開発と配布を行い、④民間回復施設における就労支援の実態と課題を検討するとともに、「薬物関連問題をもつ人の就労ワークブック」を開発した。さらに、⑤地域生活定着支援センターを利用者調査からは、司法領域から地域支援に移行する際の課題を整理した。

本研究班終了後も、いくつかの分担課題については研究活動、研修会、意見交換会を継続し、薬物依存症者の地域支援体制の構築を推進する予定である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

各分担報告書巻末に記載の通り。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし